

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第16回）

議事録

1. 日時

令和6年9月10日（火）10：00～11：10

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）7階 省議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）

ヒアリング対象者等：

- ・一般社団法人テレコムサービス協会 島上純一（副会長）  
佐々木太志（MVNO 委員長）
- ・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 久保真（会長）  
立石聰明（副会長）
- ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 今林顯一（理事長）  
小林直樹（理事）
- ・株式会社オプテージ 名部正彦（代表取締役 社長）  
西岡知一（取締役 常務執行役員）
- ・さくらインターネット株式会社 田中邦裕（代表取締役社長）  
白畠真

総務省：

竹内総務事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基

盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、  
石谷事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐、  
榎事業政策課課長補佐

#### 4. 配布資料

- 資料 16-1 本日のヒアリングについて  
資料 16-2 一般社団法人テレコムサービス協会提出資料  
資料 16-3 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会提出資料  
資料 16-4-1 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料  
資料 16-4-2 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料（参考資料）  
資料 16-5 株式会社オプテージ提出資料  
資料 16-6 さくらインターネット株式会社提出資料

#### 5. 議事概要

##### 1 開会

##### 2 議題

###### （1）関係事業者等ヒアリング

- ・一般社団法人テレコムサービス協会
- ・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・株式会社オプテージ
- ・さくらインターネット株式会社

###### （2）その他

##### 3 閉会

## 開　　会

○山内主査 皆様、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、これより通信政策特別委員会第16回会合、これを開催いたします。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただいております。ウェブ形式では、大谷委員、岡田委員、関口委員、長田委員、林委員、矢入委員、山本委員の7名が参加されております。

### (1) 関係事業者等ヒアリング

- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会
- ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- ・ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・ 株式会社オプテージ
- ・ さくらインターネット株式会社

○山内主査 それでは、早速ですが議題に入ります。

前々回の第14回会合では、各ワーキンググループからの論点整理を御報告いただきました。そして前回の第15回会合では、情報通信産業の国際競争力の強化について、それから、外国法人等に対する法執行の実効性の確保について議論をいただきました。

本日は、今後の取りまとめに向けた関係事業者等の考えを聴取いたしまして、今後の議論の参考にするためヒアリングを行いたいと思います。ヒアリング対象は資料16-1にございますが、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、株式会社オプテージ、さくらインターネット株式会社です。この各社、各団体をお招きいたしましてヒアリングを行います。

それでは始めますが、時間が限られていますので、まずはそれぞれの団体・事業者からプレゼンを実施していただきまして、それに対して、まとめて質疑、意見交換の時間とさせていただこうと思います。

進行管理の観点から、大変恐縮でございますが、残り2分と終了のタイミングで合図

を出させていただきますので、時間厳守でお願いしたいと思います。

それでは、まずテレコムサービス協会より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○テレコムサービス協会（島上副会長）　　テレコムサービス協会の副会長を務めております島上でございます。このたびは御説明の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

1ページ目です。簡単にテレコムサービス協会の御紹介をいたしますと、沿革に書いてございますとおり、平成6年に旧第二種電気通信事業者、専用設備は持たない電気通信事業者の団体として発足しております。

約300会員が加盟しており、行っている事業としましては電気通信事業、情報サービス事業、あるいは地域情報化推進事業、そして本日、意見の中心となりますMVNO、FVNOの事業者が多く加盟しております。

2ページ目です。本日はNTTグループ経営における公正競争環境の確保についてと、国際競争力と研究開発の2点について御説明をさせていただきます。

1点目、NTTのグループ経営における公正競争環境の確保についてでございます。私どもは従来、市場支配的事業者とその特定関係法人の合併、事業譲渡等、市場競争に大きな影響をもたらすおそれがある場合、総務省による審査や検証など、事前・事後の措置により公正競争を確保することを主張してまいりました。また、公正競争ワーキンググループにおける事業者ヒアリングにおきましては、NTTの経営の自由度を高める法改正がNTTによる独占回帰を進める可能性を指摘して、公正競争を確保することの重要性を訴えております。

NTTグループに対する各種規律等の今後あり得るべき見直しに当たって、今後、各規律の要否、内容や対象を再検討する場合には、NTT独占回帰を防ぎ、市場における公正競争を実効的に担保していく観点から行われることが重要と考えております。そのような中でポイントとなる点を2つお話しします。

1点目がFVNO光卸、こちらはサービス契約数が増えている一方で、接続と異なり、相対の契約が基本となっております。したがって、約款規制等が設けられていないことから、不当な強制行為が行われないように、更なる措置を講ずる必要があると考えております。

そのために、情報の目的外利用に関する規律について、接続と卸に差が出ないことは極めて重要と考えております。接続と同様に卸についても情報の目的外利用を禁止すべきとの御意見に強く賛同しております。

3ページ目です。2点目につきまして、これに加えて累次の公正競争条件について、

電気事業法も参考に今後ともFVN〇がFTTH市場において公正に競争できるよう現状、特に次の2条件について堅持、または、さらに電気通信事業法等に定める必要があると考えております。

1つ目が在籍出向の禁止です。光卸関連情報が競争上、重要となる中で、情報の目的外利用の構造的温床となり得るグループ内の人的交流は禁止されるべきと考えております。また、在籍出向に関しては独占回帰の傾向につながり、また、ジョイントドミナンスの観点でも問題があり、引き続き禁止すべきであろうと考えております。

また、各種取引条件の公平性の確保については、卸関連の取引条件においてグループ内での不当な優遇が行われる懸念があるため、公平性を確実に担保する必要があると考えております。

参考に、公正競争ワーキンググループの事務局資料も下につけております。

4ページ目です。次は、国際競争力と研究開発について、現行世代の通信技術、5Gにおいて、国際標準化や研究開発の遅れのみならず、国内における社会実装が進んでおらず、これこそが国際標準化や研究開発が円滑に周回しない主たる原因なのではないかと我々は考えております。

これを鑑み、Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方の具体的な取組に加えて、以下を踏まえた幅広い研究開発、国際標準化を目指すことを提言いたします。一つが社会実装・海外展開に関して、設備を利用してサービスを提供する多数の通信事業者、MVNO、FVN〇のことを申し上げておりますが、技術普及初期から参入し、幅広くユースケースを開発できるようにする。2つ目が研究開発の面におきましては、MVNO、FVN〇など通信事業に関わる様々な事業者が利用しやすく、新たな価値を創造できる技術開発を推進する。

3つ目が国際標準化で、国内のユースケース開発を日本発の国際標準化の推進力としていくことを提言いたします。

5ページ目以降、今、現行5GにおけるMVNOの設備利活用が遅れている現状を書かせていただいております。5ページ目に書かせていただいているのは我々がライトVMNO、フルVMNOからなるVMNO構想を2019年に提唱し、その後、3MNOとの協議を経て実現形態等、4類型・5方式を取りまとめた経緯を御説明しております。

また、6ページ目にはその結果として今、MVNOの5Gの状況の御説明ですが、赤字のとおり、MVNOとMNOの事業者間協議は遅れており、いまだ高度な5Gのサービスを提供しているMVNOはない状況です。それについては1から4まで様々な理由はありますが、3にありますとおり、国際標準化が未完了であることを理由に具体的な検討、協議が停滞しているのが大きい課題として挙げられます。そのためにも、研究開

発・国際標準化の段階で多数の事業者において幅広いユースケース開発に取り組んでいくことが重要ではないかと考えているところでございます。

私からの御説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは続いて、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会から御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） 日本インターネットプロバイダー協会でございます。久保より御説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

1ページ目、本日の御説明ですが、各ページはこれまで開催されましたワーキンググループにおいて、当協会より御説明申し上げた内容を下段に再掲しながらワーキンググループで議論された各論点を踏まえ、上段で補足及び意見を記載させていただいている構成になっております。

2ページ目、こちらも再掲になりますが、NTT東西殿のサービスはFTTH市場全体で約8割、そのうち自社ブランドとして右側にございますように約6割を占めています。ワイヤレス等の拡大でFTTH市場の成長が鈍化している面はございますが、NTT東西殿が市場において極めて大きな割合を占めているのは事実として変わらないことを、最初に改めてお示しするものでございます。

3ページ目です。NTT東西等の業務区分見直しにおいては、ISP参入は禁止すべきとのスライドになりますが、こちらはNTT殿もISPへの進出は行わないとの説明もございましたが、今後ともNTT東西殿のISP事業禁止が明示的に規定されることを必要と考えております。

4ページ目、関連しまして地域ISPについてですが、常にNTT東西殿の強大なブランド、営業力に劣後してございますが、地域ISPは事業機会を得るべく、地域企業、利用者に対し、サポート等きめ細かなサービスを提供して事業運営を行っている旨、御説明をいたしました。ただ、収益の基盤はあくまで通信事業でありまして、通信の事業機会が消失してしまうと他の業務のみで事業運営を図ることは困難であり、あくまで公正な環境のもとで通信事業が提供できる基盤があることが重要でございますので、ここに補足させていただきます。

5ページ目、活用業務につきましては、公正競争の検証は事後的なチェックがベースであるとの議論もございました。我々も、趣旨を理解するところでございますが、これらの検証がクイックになされないと検証している間に経営が傾いてしまっては元も子もございません。したがいまして、今後の検討に当たりましては、より丁寧な事前の実情の把握、及び地域事業者への影響を勘案した方策の検討がされる必要があると考えてご

ざいます。

6ページ目です。NTT東西殿の合併及びNTT東西殿とドコモ殿の合併につきましては記載のとおり意見を表明しており、議論もされているところかと存じますが、これに限らず、テクニカルな資本政策等を含め、実質的にNTT東西殿がISP事業に参入できる合併等は禁止されるべきでございます。

7ページ目、光サービス卸でございます。こちらにつきましては図でお示ししているとおりですが、先般、接続料の算定等に関する研究会において年次の報告書が取りまとめされたところでございます。光コラボ事業者とNTTの東西殿は卸スキームでの取引となっておりますが、市場においては約1,700万契約を占める大きなボリュームであり、この市場が健全に成長していくよう透明性を持って評価、検証が行われることが重要と考えてございます。

8ページ目、NTT殿の累次の競争条件につきましては、公正競争を構造的に維持していくために法的な位置付けを与え、検証の場等で各条件について公平性が保たれているか確認していくことが必要と考えます。下段は今後、NTT東西殿が局舎や線路敷設基盤等を活用した新たな事業、ここではデータセンターやMEC事業等を例としておりますが、こうした事業についてはグループ外の事業者にも同等な事業機会及び条件が与えられるべきと考えます。

仮に活用業務の実施を事後的に行う場合に、NTT東西殿の自由度が高まることとなり、右下に青字で記載している他事業者がNTT局舎の利用で構築を妨げられたり、また、NTTグループ企業間でのノウハウや局舎に関する情報等の共有により公正競争条件が担保されない懸念がございます。したがいまして、各種取引条件の公平性の確保、在籍出向の禁止につきましては法的な位置付けが必要でございます。

9ページ目、ブロードバンドのユニバーサルサービスはJAIPA会員企業そのものが直接設備を構築する立場ではございませんが、不採算地域と都市部での料金格差が生じないよう低廉性を確保するとともに、不可欠性、利用可能性についても地域の実情に沿ったインフラ構築に向けた方針が整理されるよう要望いたします。

続きまして10ページ目です。こちらは学校向けのインターネット、GIGAスクールになりますが、先月末に文部科学大臣、総務大臣、デジタル大臣から通信4団体に対して、全国の学校でニーズに見合った高速な通信サービスが適切に選択できるよう、協力要請がございました。右の図は文部科学省のものですが、生徒の数に応じて必要とされる通信体系がオレンジ色で示されており、その実態測定結果が右側に水色で示されると、トータルでは2割しか水準を満たしておりません。

本件につきましては、今後、事業者で各種取組が検討されると思いますが、そもそも

光回線のないエリアでは推奨帯域を確保できず、改善が難しいエリアもございます。ユニバーサルサービスにおいては、基本3要件を満たした上で各産業・社会の要請に応える品質の提供が重要と考えます。参考としまして、ウズベキスタンでは近年、全土の学校に高速インフラが整備され、そこを起点に地域社会への利用が行われているとのことでございます。

最後になりますが、今般のワーキンググループにおいては特別な資産を保有するNTT殿が果たす責務、日本全国における適切かつ公平な提供というNTT法の趣旨を踏まえ、各種議論が行われたと理解しております。今後もその原則を基本認識として、課題に対する議論が行われていくことが重要と考えます。昨年表明されました181社の意見につきましてはJAPIA会員も多数賛同しており、NTT法の廃止には反対でございます。

御説明は以上になります。御清聴いただきありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、次は一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○日本ケーブルテレビ連盟（今林理事長） ありがとうございます。日本ケーブルテレビ連盟理事長の今林でございます。本日は、このような機会を賜りましてありがとうございます。また、論点整理に至るまで大変有意義な議論を展開いただきました、特別委員会の委員の皆様に心より敬意を表します。ケーブルテレビ連盟では、昨年も、このような場を頂戴しておりまして、ケーブルテレビの概要などは御説明申し上げておりますので、それは参考資料として後ろにつけております。後ほど御覧いただければと思います。

まず、1ページ目でございます。情報インフラの重要性について、御承知のとおりSociety5.0、DX関連の取組が加速しております。コロナ禍によって接触しない新たな日常で、社会生活だけでなく産業経済においても、ネット社会がますます重要なになってきています。政府においても、デジタル田園都市国家構想の取組が本格化しております。

そのような中で地域においては、通信・放送サービスだけでなくICTを活用した地域の活性化、地域DXの実現により、様々な課題解決をすることが必要になっております。したがいまして、誰もが、いつでも、どこでも、安心安全にアクセスできるデジタルサービス、インフラが不可欠となっております。そのためにも公正競争の確保、ユニバーサルサービスの確保は重要でございます。

2ページ目を御覧ください。各ワーキンググループの論点整理において展開された御議論について、以下の点に特に賛同を表明させていただきます。全てを申し述べること

は避けさせていただきますが、例えばNTTが果たすべき役割、線路敷設基盤、電気通信設備の在り方につきましては、設備競争には一定の限界があって、補完する観点からNTTが線路敷設基盤を維持・活用して設備を高度化することによって、高度で多様なサービスを提供する役割を果たしていくことが引き続き求められます。NTT東西の業務範囲につきましては、移動業務やISP業務は引き続き禁止されるべきであります。NTT東西につきましては100%、その株を保有するNTT持株に係る公正競争条件を今後も維持すべきでございます。

ユニバーサルサービスワーキンググループにおきましては、最終保障提供責務、ラストリゾートでございますが、地域の小規模事業者にとりましては過大な負担となりますので、責務を課すべきではない。NTTは電電公社時代から承継された線路敷設基盤を持っておりますので、不採算地域への展開が相対的に容易でございます。全国に線路敷設基盤を有するNTT東西につきましては、自己設置要件は必要であると考えております。

3ページ目でございます。特に公正競争ワーキングにおいて論点整理されました公正競争条件確保について、独占時代に整備されたインフラを活用したサービスと他サービスのバンドルの完全分離を求めたいと思っております。NTTドコモ、NTT東西につきましてはNTT持株の資本、人事管理のもとで事業運営が行われておりますが、業務の完全な分離には至っておりません。したがって、独占的なシェアを有する光ファイバや他の商品とのセット営業、割引などの行為が、他社との競争上、圧倒的な優位に立つことになりますので、これらを可能とする組織再編を予防する制度の設計が必要であると考えております。

4ページ目でございます。ユニバーサルサービスの確保のためにも、線路敷設基盤の貸出しについて無差別・公平・透明にお願いしたいと存じます。譲渡・処分・売却などについて、一定の規律を課すことが必要でございます。線路敷設基盤について、貸出しを無差別・公平・透明なものとするための制度の創設、並びにNTT東西における電柱の申請手続に要する期間、利用拒否の実態、審査手続などについて、第三者による検証が必要と考えます。資料にも記載しておりますが、当連盟の会員事業者からも電柱利用に関して、様々な不満の声や、トラブルの事例が聞こえてきているところでございます。

整備計画、審査基準の情報の開示、審査期間の短縮、第三者による監査の制度化などが必要と考えておりますので、これは一例でございますが、市場検証会議の場におきまして貸出しの検証を加えられることが望ましいと考えております。

5ページ目でございます。ユニバーサルサービスワーキングの論点整理でございますが、ラストリゾート責務については、既に全国あまねく整備された電柱・管路などの線

路敷設基盤を電電公社時代から承継されているNTTが担うことが適當と考えております。固定電話用の線路敷設基盤が既に整備されておりますので、これを有効に活用してブロードバンド未整備地域の解消を図る観点からも、現状の自己設備設置要件を維持することが適當と考えております。

最後に6ページ目でございますが、ケーブルテレビ事業者といたしましては、公正競争環境等の整備を通じまして、独占的な事業者、あるいは独占時代の財産を承継した事業者との間で公正競争条件の確保をいただき、また、ユニバーサルサービスの確保をいたすことによって、競争の促進による多様で低廉なサービスの実現に寄与してまいりたいと考えております。

ケーブルテレビは、情報インフラと地域コンテンツ、両方を有しておりますので、地域に密着して地域のデジタル化を支援する地域DXの担い手を目指しております。放送・通信サービスだけでなく地域の社会課題の解決、地域活性化、例えば防災、観光、地場産業、先日、文部科学大臣、総務大臣などから御要請を頂戴しました教育などの光化や、光を活用したサービスの高度化などについて、これまで以上に貢献してまいりたいと存じております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、次は株式会社オプテージから御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○オプテージ（名部社長） オプテージの名部と申します。本日はプレゼンの機会を賜り、御礼申し上げます。本日は、地域における設備事業者の立場から考えを述べさせていただきます。

1ページ目です。今後の情報通信インフラには、社会経済活動を支える基盤の役割と、新たな付加価値を創出する経済成長の牽引役としての役割が求められているものと考えております。以下、私たちの事業と関係が深い基盤の部分について主に御説明をさせていただきます。

2ページ目です。社会経済活動を支える基盤、情報通信インフラには整備・維持、低廉な料金、インフラの強靭化が必要で、これを実現するには設備競争が必要不可欠だと考えております。以降は、事例を挙げながら御説明をさせていただきます。

3ページ目でございます。まずは、1つ目のエリアの拡大、整備・維持でございます。弊社は、これまでもNTT西日本殿との設備競争を通じて、FTTHに参入した当初から提供エリアの拡大を牽引してまいりました。至近でも超高速の10ギガのFTTHサービスを他社に先駆けて開始、現在も関西地域では最大となる提供エリアを実現しております。

4ページ目でございます。2つ目の項目、料金面につきましても、弊社は設備競争を通じて大幅な値下げを実施するなど、関西地域における料金の低廉化を設備競争によって牽引してまいりました。

5ページ目でございます。3つ目、インフラの強靭化の観点についても、設備競争が重要だと考えております。左下にありますように、固定通信においても複数の事業者が回線を持っていることで信頼度が向上いたしますし、移動体通信では事業者間のローミングでシステム全体の信頼度が向上するなど、災害が激甚化する中、今後ますます複数の事業者によるダイバーシティ確保が重要になるものと考えております。

6ページ目でございます。情報通信インフラがその役割を果たし続けるためには、引き続き設備競争が重要で、今般の議論においても、設備競争を含む国内の電気通信市場における公正競争の確保が重要だと考えてございます。また、ユニバーサルサービスについても、この公正な競争環境に影響を与えないよう慎重な検討が必要であると考えておりますし、これらに関連する弊社が特に重要と考えます3点について、次ページ以降で御説明をいたします。

7ページ目ですが、1つ目は、NTT東西殿のアクセス網の資本分離についてです。

8ページ目でございます。今般の議論の中で、一部アクセス網の資本分離を行うべきとの意見がございますが、インフラ会社が設立された場合、接続制度等によって適正性が確保されている光ファイバの料金が恣意的に設定され、これまで設備投資、競争を行ってきた電力系、ケーブルテレビなどの事業者が事業撤退を余儀なくされ、情報通信インフラが一極化、設備競争が減退する可能性がございます。その場合、先ほど御説明した競争によるエリア展開やコスト削減、強靭化ができなくなることで、長期的には料金の高止まり、インフラの脆弱化など、国民に不利益を及ぼすおそれがあると考えております。

9ページ目でございます。アクセス網の資本分離が主張される背景として、NTT東西殿によるドコモ殿への優遇に係る懸念があるものと認識しております。不断の見直しやチェックは必要だと思いますが、現在の電気通信事業法等の規制により、光ファイバ料金の適正性や提供の公平性は担保可能であると考えております。一方、アクセス網の資本分離には前ページの設備競争の減退リスクに加え、多大な移行コストが生じることから、弊社としてはこれを実施すべきではないと考えております。

10ページ目、2点目はNTT東西殿の統合に関する懸念でございます。

11ページ目です。現在、固定通信市場において、7割超の光ファイバ回線シェアを持つNTT東西殿に非対称な規制を課していただくことで、複数の事業者による公正な競争環境が確保されていると認識しております。このような中でNTT東西殿が統合され

た場合、様々な経営資源が集中することで市場支配力がさらに高まる可能性がございます。その結果、固定通信市場の公正な競争環境をゆがめることが懸念されるため、統合については慎重な検討をしていただきたいと考えてございます。こちらが私どもの2点目の意見でございます。

12ページ目、最後にブロードバンドのユニバーサル責務に関する懸念について、2つの観点から御説明をさせていただきます。

13ページ目です。1つ目はコストの観点でございます。NTT東西殿は、左下の図にありますように全国に線路敷設基盤を保有しており、これを活用することで、設備の建設や借用が必要なほかの事業者よりも低いコストで未整備地域へのエリア展開が可能です。なお、NTT東西殿は小規模な事業者にも既存提供エリアで退出規制を課すよう主張されておりますが、これは少しでも設備競争に取り組んでいた事業者が、さらにエリアを拡大しようとするインセンティブの減退につながるおそれがあるものと考えております。

14ページ目でございます。2つ目は公正競争の観点でございます。繰り返しとはなりますが、全国で7割超の回線シェアを持つNTT東西殿に非対称規制を課すことで公正な競争環境が確保されておりますが、もし、地域の小規模事業者にNTT東西殿と同様の最終保障提供責務を課せば、これは経済面、運用面の負担増大につながり、事業継続に深刻な影響を与えると考えております。

今、申し上げましたとおり、エリア展開のコスト、公正競争確保の観点から、私どもはNTT東西殿がブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担うべきと考えてございます。

最後の15ページ目は弊社の考えをまとめておりますが、重複しておりますのでお時間の都合上、割愛させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは次は、さくらインターネット株式会社から御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○さくらインターネット（田中社長） よろしくお願ひいたします。では私、田中より説明をさせていただきます。私からは、国内の競争環境もありますが、日本国内で競争や議論をしている間に外資系企業にやれてしまうのではないかとのお話をさせていただければと思います。

2ページ目、我々の立ち位置でございます。まず、私は、本日参加しております日本インターネットプロバイダー協会の副会長を、久保会長のもとでさせていただいているほか、データセンター協会の理事長もさせていただいております。個社としては、日本

では珍しく水平分業ではなく垂直統合でデータセンターからクラウドサービスまで提供している会社でございます。

3ページ目、我々自身は垂直統合している中で、G A F A Mと呼ばれる外資系の大手に並んでクラウドサービスや、G P Uクラウド等のインフラサービスを提供しています。この後も御説明させていただきますが、我々は通信サービスの分野ではございませんが、通信を提供していない大手のネット企業が最終的に通信に参入し、その世界を牛耳ってしまいます。そのような世界になると、国内で争っている間に全てのアセットを外資に奪われてしまうのではないかとの懸念をお話しさせていただきます。

4ページ目、御存じのとおり、デジタル貿易赤字は非常に拡大しております。要は、通信会社が土管屋と揶揄される中で、通信を使ったサービス会社がどんどん儲けています。そのため、通信やデータセンターだけが日本国内にあって、それを利用したサービスはほとんど外資である状況があります。これだけでも問題ですが、多くの莫大な利益がデータセンター投資や、通信事業に外資系がどんどん手を伸ばしてきており、恐怖です。これが背景にございます。

5ページ目です。一番の問題は、もちろん外資系サービスが日本で便利に使えることは非常に重要ですが、実はロシアでは世界中からつまはじきにされた挙げ句、国内のサービスしか使えなくなった反面、I T産業が非常に伸びているそうです。さらに、中国でも米中関係が悪くなる中で、国内で対応せざるを得なくなって、O SやL S Iも非常に伸ばしています。便利だからといって外資系のサービスを使っている中で、足元をとられないかと非常に懸念しております。

実際、サプライチェーンリスクもございますし、最近、実際に起こっていることとしては、例えばG P Uサービスがアメリカ本国で不足している中で、日本に十分に割り当てられないと、それを使って開発するA Iの開発会社が強くなれませんし、アメリカで完成されたA Iサービスを使わざるを得なくなります。要は、インフラがないことによって、付加価値の高いサービス製品を輸入せざるを得なくなることは非常にリスクだと感じております。もちろん貿易赤字が広がることがありますし、現状においてはもはやエネルギーの輸入よりもデジタルサービスの輸入のほうが多くなっており、非常に大きな懸念点であると言えます。

6ページ目です。国際競争力で考えると、日本の競争力がないことはございません。非常に立地環境としていいと思います。内需もありますし、地政学的にも非常に魅力があります。災害が多い難点はありますが、例えばミサイルや政権交代などの不確実性に比べると地震や洪水、災害は対策ができるものであります。また、自然エネルギーが日本には多いこと、また、北極から考えてみると日本はアジアの入り口になることを考え

ていくと日本は非常に優位なポジションにあると思います。これは再確認したいところでございます。

7ページ目です。非常に良い投資環境なのに、日本におけるデータセンターの主導者はほとんど外資系であり、これは非常に由々しきことあります。光ファイバに関しては、NTTやオプテージ、アルテリア、TOKAIコミュニケーションズなどが頑張って投資していますが、気をつけないとそのうち外資系企業にデータセンターだけではなく光ファイバまで持っていくれてしまい、それは非常に悪いケースだと思っています。そのような中で、日本において、なぜ投資をしないのかと懸念がございます。

8ページ目です。特にグローバルの通信回線は、グローバルのプロバイダに占有されています。昔は日本の商社ももう少し投資していたと思いますが、現状ではほとんどが外資系企業になっています。

9ページ目です。特に気になっているのは、プロバイダの中にキャッシュを置いて、プロバイダも値段が安くなるので良いのですが、どんどんトラフィックが外資にカツアゲされています。おまけに外資に依存していることは非常に由々しき事態です。

10ページ目です。現状のパラドックスとして、日本が儲からないと内資企業は思っていますが、グローバル企業は、日本は儲かると思っています。このデカッピングが非常にもったいないなと感じるところです。そのような中で、投資ができない日本をいかにブレークスルーするかが重要ですが、このままでは、データセンターインフラのニセコ化が進むんじゃないかと我々は懸念しています。

11ページ目です。ニセコに泊まった方は分かると思いますが、建物は外資系が持っていて、フロントには外国人がいて、バーに行っても英語で注文しないといけないのに、ベッドメーキングは日本人が担当していることがあります。昔の上海で見た光景の逆の状況です。結局、利益もアセットも全て外資系企業が握っていて、働いている人だけが日本人である状況が生まれます。

12ページ目です。最後に、やはり外資をうまく誘致することは非常に重要です。日本に投資を振り向けてもらうことは非常に重要ですが、しかしながら、アセットを投資することは、そのアセットが将来、大きな利益を産んでくることを意味しています。将来、利益を生むアセットが全て外資になっていたとしたら、日本人は毎日、日銭を稼ぐしかなくなります。アセットからの利益が全く取れないことを意味しております。

13ページ目です。そのような中で、いかに外資系企業の実態を把握していくのかが非常に重要になっておりまして、外資系企業がどのような動きをして、どのような投資をしようとしているのか。Amazonが1兆円の投資をすることを歓迎するコメントが多いですが、その中には光ファイバも入っています。我々がNTTの在り方や光ファイ

バについて議論をしている間に、全ての光ファイバネットワークは外資系になってしまいます。一番使いやすい管路や、一番便利な電柱の場所などを外資系企業に取られてしまうと、先行者優位があるので、後から投資する企業は大変です。その中でNTTが強い状況が生まれましたが、このままいくと最終的に日本の企業が儲かって投資をしようとしても、そのアセットは既に外資に全部占有されることになります。

14ページ目です。物理的なアセットは有限でございます。ただ、お金は世の中にすごくあふれていて、ネット企業が大きく儲け、それを日本のアセットに投資してしまうことを非常に警戒したほうがいいなと思います。それが必要であることを最後に申し上げて、残りは手元で御確認いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは以上で5つの団体のプレゼンが終わりましたので、意見交換に移りたいと思います。

ただいま御発表いただいた内容について御質問、あるいは御意見がございましたら、こちらにチャットを使ってお知らせをいただきたいと思います。それで順番にこちらから御指名いたします。

ただ、今、御説明いただいた、さくらインターネットの田中社長につきましては11時頃に御退席されるとのことですので、もし、さくらインターネット株式会社への御質問がある方は早めに御発言をいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。以上のプレゼンについて、御発言御希望の方はお知らせいただければと思います。相田委員、お願ひいたします。

○相田主査代理 さくらインターネットに御質問させていただきたいのですが、大変興味深いプレゼン、ありがとうございました。今回この特別委員会に関することとして、今後のデータセンターの立地についてお伺いしたいです。振り返ってみると、東日本大震災の直後にはデータセンターは電気消費が大きく悪者にされた時期もありましたが、実は企業が別々にコンピュータールームを持つよりかは、クラウドをデータセンターに集中したほうがエネルギー的には効率的であるとのことで、さくらインターネットは別のアプローチをとっていらっしゃると思いますが、現状では東京、大阪にデータセンターが集中しているのかなと思います。

ただ、今後はエッジコンピューティングとして、様々なところにデータセンターを置くことになったときに、日本の電源系統は弱いとか、自然エネルギーと需要地が違っていることがあります。JAPIAの資料16-3の中にも、NTT局舎の中にNTTがデータセンターを置くことに対する懸念がありました。このデータセンターの分散化を

各データセンター事業者が個別にやっていくのか、それともインフラシェアリングするメカニズムを考えたほうがいいのか。もしお考えがあればお聞かせいただきたいです。

○さくらインターネット（田中社長）　　ありがとうございます。まさしく、データセンター立地は非常に大きな問題であると考えております。実例で言いますと、千葉県印西市にデータセンターパークがございますが、あれは資源エネルギー庁とデータセンター協会、東京大学の江崎先生をはじめ、関係者各位で話し合い、東京電力に変電所を新設していただきました。東京電力さんとしても変電所を新設するのは大変で、新設した施設が売れないと困るので、データセンターの業界団体として立地を取りまとめて、この場所に集中投資をしようとした結果として、データセンターパークをつくった実績がございます。

御指摘のとおり、東京に集中し過ぎているデータセンターが10年前は課題でございましたが、現状ですと2割程度は関西に立地をしております。ただ、それでも東京と大阪付近だけなのが現状でございます。ただ、今年のGX都市の戦略において、重厚長大な産業を半導体、またデータセンターへの転換を議論されている中で、実は自然エネルギーとの立地関係は考慮されております。したがって、データセンター立地においてもエネルギーの近くに立地をすることは極めて重要であります。

例えば北海道ですと道北に電気が余っていると、道北にデータセンターをつくろうとする動きもあります。ハブアンドスポーク構想といいますが、ハブは石狩、千歳、苫小牧のエリアに集中させながら、スポークとしてのデータセンターを道内の電源立地に配置をするプロジェクトでございます。これに関しては政府の支援がまだ手厚くないこともございまして、例えばGX投資減税や補助金などで、データセンターを電源立地に配置をして送電線をつくるコストをいかに浮かすか、これからデータセンターが一番電気を消費しますので、ぜひデータセンターを電源の近くにおいて国土の全体最適化していくことが必要だと私は考えております。

以上でございます。

○相田主査代理　　どうもありがとうございました。

○山内主査　　よろしいでしょうか。岡田委員が御発言御希望です。どうぞ御発言ください。

○岡田委員　　ありがとうございます。成城大学の岡田です。私も、さくらインターネットに御質問させていただきます。プレゼン、大変興味深く拝聴いたしました。多くの論点や課題について、私も強く賛同、共感するポイントがたくさんありました。

さくらインターネットは、ガバメントクラウド等でも日本で唯一参加しており、また、ビジネスモデルとしても垂直統合型で非常にユニークな事業を展開されていると承知し

ております。しかし、日本では、そのような事業展開をされている事業者が非常に少ない。どうしてもGAFAMがいる中で対抗していかないといけないシチュエーションにあろうかと思います。そのときにデータセンターに関して、通信インフラ等の様々な形での連携、例えばNTTのOWNの構想などとの連携をどのように進めていくのか。そのようなことも、日本では非常に重要な課題に今後なっていくだろうと思われます。

例えばガバメントクラウドでもそうですが、データの連携・共有を日本の中でどのように保障していくのか。APIの開放や、データの共有化をクラウド事業者間で進めることは、いろいろと問題になっていて支障が生じていると聞いております。今、通信インフラの話をしていますが、上位レイヤーとの様々な形での連携を的確に進めていくために、日本の制度で何がボトルネックになっているのか、何をどのように変えていけばいいのか。また、デジタル庁の関係ですが、今のガバメントクラウド等も含めて、今の政策では課題が生じているのではないかと私は想像しているところ、どのようなことを今、課題として認識されているのか、その点をお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○さくらインターネット（田中社長） 岡田委員、ありがとうございます。非常にもつともな御指摘だと思っておりまして、今、日本の課題だと思っております。ガバメントクラウドが始まりましたが、これはあくまでも最初の一歩でしかないと思っております。少なくともオンプレミスで個別のデータセンターにあると、データ連携がそもそもできないことから、クラウドをリフトすること自体はファーストセットとしては重要だと思います。

ただ、クラウドを利用したからといって連携をさせなければいけないので、現状ではガバメントクラウドにして、クラウドリフトまでしか動けてないことが懸念だと思っております。もちろんデジタル庁としてはデータ連携を非常に重視されていますので、おそらくガバメントクラウドになって良かった、ではなくて、ガバメントクラウドになったからこそ、データ連携をすることを政策に盛り込んでいかなければいけません。そうでないと、ガバメントクラウドを利用した時点で安心して終わってしまいますので、私は大きな懸念だと思っております。

もう一つは、言いにくいことですが、既存の不便なデータ連携によって儲けている会社があります。例えば銀行間取引など、様々な既存のプラットフォームがありますが、このプラットフォームは不便であるものの、すごく安定していてスケーラビリティがあります。日本が何を重要視するかですが、例えば安定性やスケールも重要ですが、便利さも非常に重要なことを定義づけしないと、おそらくデータ連携をしても、それによってトラブルが起きた場合などの負の側面にフォーカスされやすいと思っています。

したがって、データ連携後のビジョンをガバメントクラウドのクラウドリフトの次に提示をしていくことが重要ですし、これが一つの懸念だと私は考えております。

○岡田委員 どうもありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございました。次は、大谷委員ですね。どうぞ、御発言ください。

○大谷専門委員 ありがとうございます。デジタルインフラ投資の実態把握について十分ではないとの説明について、確かに実態把握が必要だと思いますが、ここに御提案いただいたことを前に進めるために何をしたらいいのか、重要だと考える施策についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○さくらインターネット（田中社長） 御回答させていただきます。

まず重要なのは、既にこのような調査はされていますが、それを取りまとめできていないことに課題があると思っております。もちろんインターネットプロバイダー協会、データセンター協会などの様々な業界団体で、定点観測や収集はしていますが、それを連携して一体として集約されているデータは残念ながら現在ございません。例えば、インターネットでしか把握していないものがあり、インターネットトラフィックを把握しているものの、データセンター間トラフィックは把握していません。

大手の米国系クラウドベンダーの場合は、東京と大阪のデータセンター間通信は既に数十Tbpsになっていると言われていますが、その実態把握ができないために、どれぐらいの光ファイバが必要とされているのかが分かりません。さらに怖いのは、その数十Tbpsの通信をNTTなどの既存の通信キャリアではなく、自社で光ファイバを敷いてしまおうとしているところです。インターネットトラフィックだけでなく、データセンター間トラフィックなど、全てのメトリックスをしっかりと把握できるように、法制化やガイドライン制定などで、データを収集することをしっかりと決めて、それに対する行動を開始することが最も重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○大谷専門委員 ありがとうございました。これは総務省などへの期待だと思って受け止めたいと思います。

○山内主査 ありがとうございました。さくらインターネットに対して、ほかに委員、または団体や事業者から御意見、御質問あれば。特によろしいですか。

それでは、そのほか、委員の方で、他の事業者や団体に対する御質問、御意見があればチャットでお知らせいただければと思います。相田委員、お願ひいたします。

○相田主査代理 それではJAPIAにお伺いします。資料16-3、8ページについて、現状では、NTT局舎でコロケーションできるのは基本的には通信向けの機器に限られ

ていますが、マルチアクセスエッジコンピューティングの機器を差別なく開放したほうがいいとお考えなのか、それとも逆に、利用用途は限定的にしたほうがいいのか、どちらなのか、お聞かせいただければと思います。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長）　　御質問いただきありがとうございます。ここでお示ししたのは累次の競争条件に関する取引条件、在籍出向などとして、データセンター、M E C等、局舎などは活用例としてお示ししております。テクノロジーの進化、A Iやドローンなど、いろんなことが出てきたときに、線路敷設基盤も含めて様々な新規のアイデアが出てくると思います。

今、明確に把握できていないものも含めて、資産を活用していこうとする動きは出てくると思いますが、重要なのは、それが非常に排他的に提供されることで、公正条件を損ねてしまうことであり、こうした機会に対して他の競争事業者に平等に機会が与えられることが重要であって、そのためにはこうしたサービスの品質とかノウハウなどが劣後しないように競争条件が整備される必要があると、書かせていただいております。

データセンターやM E Cは、個々にはケース・バイ・ケースとなるかと思いますが、全体的にはそのような今後の取組に対する意見でございます。

○山内主査　　よろしいですか。

○相田主査代理　　はい、結構です。

○山内主査　　それでは、岡田委員、お願ひいたします。

○岡田委員　　重ねての御質問で恐縮ですが、先ほど大谷委員から御質問あったさくらインターネットの資料16-6、13ページの内容ですが、公正競争環境整備のために実態把握が不可欠であるが、そのためにはG A F A Mに対してもう少し情報提供していただきたいといけない、との意見かと思います。私は「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」に関わっておりまして、このような事業者にいろいろと情報提供や公開していただくように取組をしているのですが非常に大変で、非常に難しい。彼らは、きちんとした法的義務に照らして提供しなければならないような枠組みがない限り、全然提供してくれません。

ですので、インフラに関する情報として、今、御提示いただいているが、基本的にはこれらを進めていくためには、何らかの法的な枠組みが必要ではないかを感じております。この点、田中社長はどのような御意見をお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

○さくらインターネット（田中社長）　　ありがとうございます。まず根本として、海外の便利なサービスを使えない国になることは最悪のケースかと思いますので、あくまで海外の事業者も自由に活動できるべきであることは私の中心の意見でございます。た

だ、彼らは法治国家の上で法律を最大限活用してくる行動原理もあるので、おっしゃつたように法律で定められてなかつたら何もしない、日本企業のように空気を読む、行間を読む行動は期待できません。

彼らが自由に活動するためにはしっかりと法律を守らないといけないし、その法律の中にしっかりと実態を報告する義務が必要です。例えば、電気や光ファイバ、管路は物理的に限りのあるものでございますので、特定の外資系企業だけが占用することは、国民の財産を毀損することにもなってまいります。御指摘がありましたように、しっかりと法律の枠組み等が必要で、まずはガイドラインでもいいと思いますが、法律化に向けたソフトの圧力は絶対必要不可欠だと思っています。

国民の財産を使って営業活動、事業活動するのであれば、その国の方針性に従う必要がありますし、それをインセンティブとして、しっかりと遵守すれば日本国内で日本人に対してビジネスができるなど、言うことを聞いてもらえるように、ガイドラインないしは法律の制定はやむなしだと私は思っております。

○岡田委員　　ありがとうございます。私もそのように感じております。ありがとうございました。

○山内主査　　お忙しいところ、どうもありがとうございました。

それでは、ほかの事業者への質問に移りたいと思います。委員の方、どなたかいらっしゃいますか。もし委員の方でなければ、事業者や団体の方で御意見、あるいは御質問があれば、お願ひいたします。

大谷委員、どうぞ御発言ください。

○大谷専門委員　　ありがとうございます。一つはJ A I P Aに対するコメントと、もし差し支えなければ質問もさせていただきたいと思います。

先ほど相田委員からも質問のあった資料16-3、8ページについて、N T T局舎内にM E Cなどが構築された場合、グループ外の事業者にも機会均等、同等の事業機会が与えられるべきである点で、特にM E Cなどが設置されるなどの情報伝達について機会均等が確保されることが非常に重要だと思っておりますが、現在のルールの中で不十分だと思われる点があるのかどうかについて、教えていただければと思います。

また、在籍出向の禁止は、その情報管理の観点からのコメントだと思いますが、情報管理が確保されていない実態などについて、差し支えない範囲で教えていただくことができればお願いしたいと思います。

それから、ケーブルテレビ連盟からも教えていただければと思いますが、資料16-4-1、5ページ目について、ラストリゾート義務に関して、自己設備の設置要件の維持について触れていただいておりますが、私自身はその現状の自己設備設置要件の維持を

基本としつつ、一部緩和があってもいいのではないかなと思っております。その意見は、緩和ではなくて、現状のものを維持しなければいけないとの御意見なのかどうか、その場合は、その理由を教えていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山内主査 それでは、J A I P Aからお願ひできますか。

○日本インターネットプロバイダー協会（久保会長） 御質問いただきありがとうございます。実際にどのように開示されるか、情報伝達等に関する質問だと思いますが、活用業務で申しますと、その前の7ページ目にもございますが、もともとJ A I P Aでは活用業務の申請や運用は厳格に行われるべきとの意見を申し上げておりました。ただ、公正競争の検証は事後的に行っていく必要があるとの御意見もあったと記憶しております。それを踏まえますと、クリックに検証される必要があると思っています。要は、大きな影響が生じて、事業として対処が取りづらくなることになってしまふと、各事業者に影響が生じるため、そのようにならないようにすべきと申し上げました。

活用業務は、申請する段取り等で進められることもあると思いますが、事前と事後の検証の在り方をどうするのかを、今後、議論が必要ではないかと申し上げさせていただきました。

あわせまして、在籍出向の禁止等につきましても、累次の競争条件、例えば、共同調達など、一つ一つは公正に開示されていても、複合して合わさってくると、結果として機会の平等が得られにくいのではないかとの懸念も聞いております。なので、累次の競争条件については、法的な位置付けを与えて検証していく枠組みが必要ではないかと申し上げさせていただきました。

以上になります。

○山内主査 それでは、ケーブルテレビ連盟、お願ひします。

○日本ケーブルテレビ連盟（今林理事長） 日本ケーブルテレビ連盟でございます。大谷委員、ありがとうございます。

ラストリゾート責務の性格上、誰かに請け負っていただかないといけないところがございます。自己設置要件を外した場合に誰もいなくなるのでは、国民は困ります。ただ、大谷委員がおっしゃったように民々協力を前提として、N T Tが様々な事業者との協力の中で設備を設置していくことはあってよいと考えております。これも全体的に国民負担を軽減することにつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○山内主査 大谷委員、よろしいですか。

○大谷専門委員 ありがとうございます。御意見の趣旨が確認できまして、ありがとうございました。J A I P Aの御意見につきましては、検証が事後的なチェックのみに依

存することへの危惧の考え方の中で示されたものであり、事前の十分なチェックや、やつてはいけないことの明確化などを、十分に実施しなければいけないと理解させていただきました。ありがとうございます。

○山内主査　　ありがとうございます。それでは林委員、どうぞ御発言ください。

○林専門委員　　林でございます。日本ケーブルテレビ連盟に1点確認です。資料16-4-1、5ページ目について、特別な資産の議論とインフラとの関係についてですが、ここに書いていらっしゃるように、線路敷設基盤を電電公社から承継したNTTが最終保障提供義務を担うことが適当とされていますが、この特別な資産論とユニバーサルサービスの議論が直結するのかどうかをお聞きしたいと思います。

例えば、電力事業では、御案内のとおり、戦時統制下の一時期を除いて提供主体は一貫して民間企業であり、民間投資で送配電網が構築されてきましたが、だからこそ電力事業は特殊会社法なしに電気事業法1本で規律されています。それにもかかわらず、電気事業においては供給区域内における最終保障供給は任せられていました、その点からいいうと、特別な資産の議論とユニバーサルサービスの議論は必ずしも直結しているものではないと思います。もちろん特別な資産は非常に関係すると思いますが、ユニバーサルサービスの議論を深掘りしていくには、さらにもう1つないし2つくらいの複数のロジックが必要になるのではないかと思いますが、その辺り確認させていただければと思います。

○日本ケーブルテレビ連盟（今林理事長）　　ケーブルテレビ連盟です。御質問の趣旨は、学術的な議論はともかくとして、ユニバーサルサービスの議論に独占性、あるいは公的性格以外の議論が加わらないといけないのではないか、ということでしょうか。

○林専門委員　　質問は、特別な資産論だから、ユニバーサルサービスを提供すべきと直結するのです。公益事業はたくさんありますが、例えば、電力事業は特別な資産として規律されているものではなく、基本的には民間投資でやってきていますが、ユニバーサルサービスの最終保障供給義務が、法律で課されています。したがって、そこはユニバーサルサービスとしてのサービスの性質などを加味した上で考えないと、特別な資産を継承したからユニバーサルサービスの義務を課すべきだと単純化はできないのではないかと考えております。

○日本ケーブルテレビ連盟（今林理事長）　　よく理解できました。私どもも林委員と同じ考え方でございます。特別な資産を継承したからだけが理由ではなくて、その後の独占性の維持や、あるいはユニバーサルサービスの性質を加味して考慮されるべきだと考えております。以上です。

○林専門委員　　よく分かりました。ありがとうございます。

○山内主査 ほかにいかがでしょうか。事業者・団体の方からも何かあれば御発言していただいても結構でございますが、特によろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、議論も出尽くしたようでございますので、この辺にしたいと思いますが、もし追加で御質問がある委員は、文書にて事務局までお知らせをいただければ、その後に団体事業者から回答いただくことにしたいと思います。

また、本日は御発表いただいた内容は、今後の取りまとめに向けて参考にさせていただきたいと思います。

## (2) その他

○山内主査 それでは、最後に今後のスケジュールについて事務局から御説明いただきたいと思います。

○小杉事業政策課課長補佐 次回会合につきましては、決まり次第、御案内させていただきます。

## 閉 会

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第16回会合を閉会とさせていただきます。どうも御協力いただきましてありがとうございました。

以上